

栃木地方最低賃金審議会より
時間額 1, 125 円（+ 57 円）の答申



藤井会長（左）から中野労働局長（右）へ答申文を交付

令和 8 年 8 月 5 日（水）栃木労働局において、令和 8 年度第 3 回栃木地方最低賃金審議会が開催され、栃木地方最低賃金審議会会長（藤井 亮二）より、栃木労働局長（中野 知基）に対し、栃木県最低賃金の改正決定についての答申がなされました。今後、異議申し立て等の手続きを経て栃木県最低賃金が改正決定され、令和 8 年 1 0 月 1 日から改正発効される見込みです。

労働基準部賃金室